

## 京都市総合設計制度取扱要領の改正について

京都市では、良好な市街地環境の整備改善に資する建築計画について、総合設計制度を活用してまいりましたが、この度、容積率制限の緩和を受けるアトリウム等屋内空間型公開空地の評価項目を追加しました。

### 1 改正の概要

総合設計制度において容積率制限の緩和を受ける公開空地等の有効係数として、これまでから設けていたアトリウム等屋内空間型公開空地について、新たな項目を設け、地域の特性、建築計画の内容等により個別に評価できることとしました。

この項目の一つとして、災害時における帰宅困難者対策として設けられる、一定の基準<sup>(※)</sup>を満たした一時滞在施設内の待機スペースを、アトリウム等屋内空間型公開空地を評価することとしました。

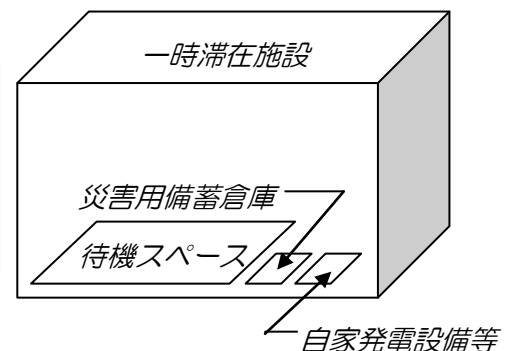
(待機スペースの有効公開空地面積)

= (待機スペースの面積) × 0.4 (k<sub>s</sub>: 有効係数)

#### ※ 一定の基準

(容積率制限の緩和を受ける一時滞在施設の施設基準)

- ・ 一時滞在施設の提供協力について協定の締結
- ・ 合計約 200 m<sup>2</sup>以上の待機スペースの確保
- ・ 災害用備蓄倉庫及び自家発電設備等の設置 等



### 2 施行期日

平成26年5月20日 施行

詳しくは、京都市総合設計制度取扱要領を御確認ください。

URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000151661.html>

◎お問い合わせ先

京都市都市計画局建築指導部建築指導課

電話 : 075 (222) 3620